



公告

屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第23条の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成18年11月30日

長野県知事 村井 仁

1 講習会の日時

平成19年1月31日（水） 午前10時から午後5時まで

2 講習会の場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁 議会棟1階講堂

3 対象者

屋外広告業を営む者及び屋外広告業を営もうとする者並びに広告物等の表示及び設置に関し必要な知識の修得を希望する者

4 講習事項

(1) 屋外広告物の法令に関する事項

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

(3) 屋外広告物の施工に関する事項

5 講習会の一部免除

講習会を受けようとする者が、次のいずれかに該当する者であることを証する書類の写しを受講申込みの際に提出したときは、4の(3)に掲げる事項に関する受講を免除します。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

6 受講の手続等

(1) 提出書類

ア 屋外広告物講習会受講申込書（以下「申込書」という。）

イ 写真（出願前6月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身の縦5センチメートル、横4センチメートルのものを申込書の写真添付欄にはること。）

ウ 5の免除を受けようとする者にあつては、5に規定する書類の写し

エ 郵送で申込みをする場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒

(2) 受講料

3,500円 長野県収入証紙により（申込書に貼って、消印しないでください。）納付してください。

※長野市長あて申込み場合は、長野市収入証紙により（申込書に貼って、消印しないでください。）納付してください。

(3) 申込書の用紙の交付場所及び提出先

最寄りの地方事務所の地域政策課土地利用・建築室若しくは

県庁企画局土地・景観課景観係又は長野市都市整備部まちづくり推進課

(4) 申込書の受付期間

平成18年12月7日（木）から平成19年1月10日（水）まで（必着）

7 持参図書

テキストとして「屋外広告の知識」《第3次改訂版》第1巻／法令編、第2巻／デザイン編、第3巻／設計・施工編（編集 屋外広告行政研究会（株）ぎょうせい発行）を持参してください。

8 問い合わせ先

講習会についての問い合わせは、最寄りの地方事務所地域政策課土地利用・建築室若しくは県庁企画局土地・景観課景観係又は長野市都市整備部まちづくり推進課都市デザイン担当にしてください。

土地・景観課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成18年12月2日に開催を予定していた長野都市計画区域区分の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成18年11月30日

長野県知事 村井 仁

中止の理由

公述の申出がなかったため。

土地・景観課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年11月30日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年11月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人やまびこ会

3 代表者の氏名

両角 健治

4 主たる事務所の所在地

長野県茅野市宮川4414番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者の地域生活と就労を進め自立生活の確保に向けた支援を行うため、共同作業所と共同住居の運営事業を行うと共に、その家族に対し交流や相談・助言などの援助を行い、精神障害者の福祉の向上と社会参加の促進を進める。

また、地域住民に対し精神保健福祉に関する啓発や地域福祉の向上に関する活動を行ない、精神障害者をはじめとするすべての障害者が安心して暮らせる地域社会の構築と地域福祉の増進に寄

与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

長野県厚生連労働組合から賃金と雇用確保等の要求に関して、平成18年12月6日以降、長野県厚生農業協同組合連合会に加盟する長野県厚生連労働組合が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成18年11月30日

長野県知事 村井 仁

労働福祉課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年11月30日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

家具のナカザワ

佐久市中込2-7-17

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社光和建設

佐久市中込2598

3 廃止前の店舗面積の合計

1,488㎡

4 廃止後の店舗面積の合計

0㎡

5 廃止した日

平成17年8月26日

産業政策課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成18年11月30日

長野県知事 村井 仁

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日	患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成18年10月18日	患畜	3	上伊那郡箕輪町

畜産課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月30日

長野県北安曇地方事務所長 廣田 功夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び予定数量

A重油 32,000リットル

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期間

契約の日から平成19年3月31日までの別に定める日

(4) 納入場所

大町市大町1058-2

長野県大町合同庁舎

(5) 入札方法

1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により、入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

大町市大町1058-2

長野県北安曇地方事務所 地域政策課

電話 0261(23)6500

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所（郵送による入札は受け付けません。）

ア 日時 平成18年12月14日 午前10時

イ 場所 長野県大町合同庁舎 301・302号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (6) 契約書作成の要否
必要とします。
- (7) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月30日

長野県上田建設事務所長 丸 山 文 哉

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
平成18年度県単道路情報板設備保守点検業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書のとおりです。
- (3) 履行期間
契約の日から平成19年3月15日まで
- (4) 履行場所
一般国道152号 上田市中丸子ほか
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去10年以内に同種の通信設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ

先

上田市材木町1-2-6 長野県上田合同庁舎
長野県上田建設事務所 総務課
電話 0268 (23) 1260

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年12月21日(木) 午後1時30分
イ 場所 長野県上田合同庁舎5階 502号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年12月14日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

道 路 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月30日

長野県上田建設事務所長 丸 山 文 哉

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
ダムの非常用発電設備等点検業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成19年3月15日まで
- (4) 履行場所

上田市鹿教湯温泉 内村ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去10年以内に同種の設備の点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上田建設事務所 総務課

電話 0268(23)1260

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年12月21日(木) 午後1時30分
イ 場所 長野県上田建設事務所 第502号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年12月7日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成18年11月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
1月17日(水)	午後1時から 午後4時まで	安曇野会場	安曇野市豊科5704-2 安曇野警察署	50名
1月24日(水)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市三輪1-6-15 長野中央警察署	50名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日

の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書1通にはり、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月30日

長野県野菜花き試験場長 小林 荘 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び数量
高速冷却遠心分離機及び遠心機ローター 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書によります。
- (3) 納入期限
平成19年1月31日
- (4) 納入場所
長野県野菜花き試験場病害虫土壌肥料部
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市松代町大室2206
長野県野菜花き試験場管理部

電話 026 (278) 6848

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みません。)
ア 日時 平成18年12月11日 午後5時(必着)
イ 場所 長野市松代町大室2206(郵便番号 381-1211)
長野県野菜花き試験場
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年12月13日 午前11時
イ 場所 長野県野菜花き試験場 2階会議室
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

農業技術課

公告

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第24条第3項の規定により、長野県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について定めしました。

平成18年11月30日

長野県道路公社理事長 原 悟 志

長野県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法

長野県道路公社(以下「当公社」という。)は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「法」という。)第24条第3項の規定により、当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を下記のとおり定める。(運用)

第1条 当公社が法第24条第1項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両(以下「通行車両」という。)は、この通行方法に従って当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通

行しなければならない。

(定義)

第2条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条に定めるところによる。

(料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法)

第3条 料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

1 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所(停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所)で停止しなければならない。

2 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

(料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法)

第4条 料金収受を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

1 通行車両は、確実に料金収受機等により料金の収受を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。

2 通行車両は、料金の収受後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。

(閉鎖施設の通過の禁止)

第5条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。

道 路 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月30日

長野県松本工業高等学校長 竹内 義明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

電動発電機実験装置 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

平成19年3月16日

(4) 納入場所

長野県松本工業高等学校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

う。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市筑摩4丁目11番1号

長野県松本工業高等学校

電話 0263(25)1184

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年12月19日 午後1時

イ 場所 長野県松本工業高等学校 大会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月30日

長野県生涯学習推進センター所長 田中正吉

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県生涯学習情報提供システムハウジングサービス業務委託

(2) 役務の性質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成18年12月25日から平成19年3月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) データセンターを長野県内に設置している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
長野県生涯学習推進センター 学習情報課
電話 0263 (53) 8822 (直通)

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年12月22日（金） 午後2時
イ 場所 長野県生涯学習推進センター 研修室
- (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年12月12日（火）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (4) 入札保証金
令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

文化財・生涯学習課